

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年6月5日(2014.6.5)

【公開番号】特開2011-218153(P2011-218153A)

【公開日】平成23年11月4日(2011.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2011-044

【出願番号】特願2011-53700(P2011-53700)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年4月17日(2014.4.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも、遊技における当否判定、および周辺基板に対する指令信号の出力を行なう主制御装置と、前記周辺基板の一つであって、少なくとも、遊技における演出動作を制御するサブ制御装置とを有する遊技機において、

前記サブ制御装置によって制御されるスピーカおよびランプと、

当該遊技機に対して照射されている不正な電波を検出するための電波検出手段と、

前記主制御装置において周期的に起動され、前記電波検出手段による不正な電波の検出の有無を判定する不正電波判定手段と、

該不正電波判定手段により前記不正な電波が検出されると判定されると、前記サブ制御装置に対して不正指令を送信する不正指令送信手段と、

該不正指令送信手段により前記不正指令が送信されてから、前記不正電波判定手段が起動される周期よりも長い時間である所定時間1が経過すると、前記電波検出手段による前記不正な電波の検出の有無を判定し、前記不正な電波が検出されていない場合は前記サブ制御装置に対して不正クリア指令を送信するものであって、前記経過するまでは前記サブ制御装置に対して前記不正クリア指令を送信しない不正クリア指令送信手段と、

を備え、

前記不正指令送信手段は、

前記不正指令を送信してから、前記所定時間1が経過するまでは前記サブ制御装置に対して前記不正指令を送信しないものであり、

前記サブ制御装置は、

前記不正指令を受信すると、前記スピーカを制御して音を出力する報知動作、および前記ランプを制御して光を出力する報知動作の少なくとも一方を行なう不正報知手段と、

該不正報知手段により行なわれていた前記報知動作を、前記不正クリア指令を受信したことにより停止するものであって、前記不正クリア指令を受信してから、前記所定時間1よりも長い時間である所定時間2が経過するまでは、前記不正報知手段により行なわれていた前記報知動作を停止させない報知動作停止手段と、

を備えたことを特徴とする遊技機。

**【手続補正2】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0007**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0007】**

上記課題を解決するためになされた本発明の請求項1記載の遊技機は、少なくとも、遊技における当否判定、および周辺基板に対する指令信号の出力を行なう主制御装置と、前記周辺基板の一つであって、少なくとも、遊技における演出動作を制御するサブ制御装置とを有する遊技機において、前記サブ制御装置によって制御されるスピーカおよびランプと、当該遊技機に対して照射されている不正な電波を検出するための電波検出手段と、前記主制御装置において周期的に起動され、前記電波検出手段による不正な電波の検出の有無を判定する不正電波判定手段と、該不正電波判定手段により前記不正な電波が検出されないと判定されると、前記サブ制御装置に対して不正指令を送信する不正指令送信手段と、該不正指令送信手段により前記不正指令が送信されてから、前記不正電波判定手段が起動される周期よりも長い時間である所定時間1が経過すると、前記電波検出手段による前記不正な電波の検出の有無を判定し、前記不正な電波が検出されていない場合は前記サブ制御装置に対して不正クリア指令を送信するものであって、前記経過するまでは前記サブ制御装置に対して前記不正クリア指令を送信しない不正クリア指令送信手段とを備え、前記不正指令送信手段は、前記不正指令を送信してから、前記所定時間1が経過するまでは前記サブ制御装置に対して前記不正指令を送信しないものであり、前記サブ制御装置は、前記不正指令を受信すると、前記スピーカを制御して音を出力する報知動作、および前記ランプを制御して光を出力する報知動作の少なくとも一方を行なう不正報知手段と、該不正報知手段により行なわれていた前記報知動作を、前記不正クリア指令を受信したことにより停止するものであって、前記不正クリア指令を受信してから、前記所定時間1よりも長い時間である所定時間2が経過するまでは、前記不正報知手段により行なわれていた前記報知動作を停止させない報知動作停止手段とを備えたことを特徴とする。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0009**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0009】**

請求項1に記載の遊技機は、電波検出手段を備え、周期的に起動される電波判定手段によって、電波検出手段が不正な電波を検出していないかを判定する。不正な電波を検出したと判定した場合には、不正指令送信手段が、サブ制御装置に不正指令信号を送信する。この送信から所定時間1の間、不正指令送信手段は、サブ制御装置に対して不正指令を送信せず、不正クリア指令送信手段はサブ制御装置に対して不正クリア指令を送信しない。不正電波判定手段は主制御装置において周期的に起動されるものであり、所定時間1はこの起動周期よりも長い時間として設定されている。仮に、不正電波判定手段が起動される都度、不正な電波の検出の有無を判定すると、不正電波が検出される限り、不正電波を検出して不正信号を送信し続けることになる。また、不正電波が発生した時点を検出して、その検出時のみ不正指令信号を送信する構成としても、不正電波が前述のようにHとLを短い周期で繰り返すものであった場合には、不正電波判定手段が起動される都度、不正電波の検出の有無を判定し、これに同期して不正信号または不正クリア信号をサブ制御装置に繰り返し送信し続ける可能性がある。これでは主制御装置のCPUの処理（以下、主制御装置の処理ともいう）負担が非常に重くなる危険がある。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

これに対し、請求項1に記載の遊技機によれば、不正な電波を検出したと判定し、不正指令信号をサブ制御装置に送信してから所定時間1の間、サブ制御装置に対して不正クリア指令を送信しない。「所定時間1」は不正電波判定手段の起動周期よりも長いので、前記送信を行なう頻度は確実に減少する。従って、主制御装置の処理負担の増大を抑えつつ、不正な電波の検出を行なうことができる。なお、この記載から明らかなように、所定時間1を長くするほど、主制御装置の処理負担を軽減する度合いを大きくすることができ、前述のようなHとLを短い周期で繰り返す不正電波に対しても有効に機能する。